

# 2022年度 WASEDA ものづくり工房 学生団体活動スペース運用方法

## 1. 申請について

### (1) 申請資格

- ・早稲田大学の公認団体であり、責任者（専任教職員）が当該スペースでの活動を認めた団体。
- ・ものづくりが活動主体である団体。

### (2) 申請方法

「学生団体活動スペース使用申請書」に必要事項を記入し、ものづくり工房窓口またはメールにて提出。提出先：[koubou-staff@list.waseda.jp](mailto:koubou-staff@list.waseda.jp)

#### 【備考】

- ・1団体1区画とする。（空スペースがあっても2区画目の使用は不可／他団体とのスペースの共同使用も不可）
- ・「実績」「管理状況（継続の場合）」「活動状況（継続の場合）」等を考慮し、ものづくり工房管理委員会（委員長：理工学術院長補佐）にて協議の上、決定する。

### (3) 公募方法とスケジュール

WASEDA ものづくり工房のウェブページにて公募する。なお、公募スケジュールは次の通り。

#### 【公募スケジュール】

次年度の使用申請提出期限：2021年12月23日(金)17時00分まで（※提出期限厳守）

次年度の使用団体の確定：2022年1月中旬頃

使用期間：2022年4月1日～2023年3月下旬

活動月報の提出：毎月月末

活動年報の提出：2023年3月20日頃まで

撤収期限：2023年3月20日頃（継続の場合はスペース移転・整理整頓）

## 2. 取り決め

### (1) 各団体の守るべきこと

- ・定期的な安全管理、整理・整頓・清潔・清掃を徹底（毎週実施&報告）。
- ・ものづくり工房の共通エリアについての清掃等の協力をする。
- ・危険物は保管しない。
- ・火気の手扱い、引火性・発火性、爆発性のあるものの使用は禁止。
- ・団体活動に関係のない物品の保管は厳禁。
- ・施錠できる保管庫の使用は原則禁止だが、特に必要がある場合は別途事務局と相談。
- ・境界の白線を踏む状態での物品存置は禁止。
- ・使用できる時間帯はものづくり工房の開室時間に準ずる。

- ・使用の際は工房管理室にて入退室手続きを行う。
- ・大学からの注意・指導は迅速に対応すること。
- ・大きなものを出し入れするときは、2週間前までに工房事務局まで届け、事務局経由で影響のある周囲の団体に連絡する。
- ・決められたルールを超えた要望がある場合は、2週間前までに工房事務局まで届け、承認された場合はその指示に従う。
- ・悪質な違反があった場合、または、**軽微な違反・整理整頓清掃の未徹底が繰り返しあった場合**、ものづくり工房管理委員会にて協議し、使用停止または使用許可の取り消しなどの罰則を設ける。

## (2) 各団体が定期的に実施すべきこと

- ・活動月報の提出（A4 サイズ1～2枚）[締切：毎月月末 提出先：工房窓口]
  - － 進捗状況報告、今後の活動計画、技術的課題、ヒヤリハット・事故事例報告
  - － 提出された月報は事務局確認後、専用掲示板に掲示し、広く情報を公開する。
  - － 提出フォーマットは別紙1を参照
- ・活動年報の提出（A4 サイズ枚数制限なし）[締切：毎年3月20日頃まで 提出先：工房窓口]
  - － 1年間の活動概要、年間スケジュール、大会成績、運営上の反省点や工夫（特に安全対策、ヒヤリハット・事故事例）をまとめる。また、次年度の活動目標、活動計画も記載する。
  - － 提出フォーマットは別紙2を参照（表紙のみフォーマットを指定）
- ・イベント参加報告書の提出 [随時/イベント終了後2週間以内に提出]
  - － 提出フォーマットは別紙3を参照

## (3) 大学主催イベントへの参加について

- ・工房事務局より大学が主催するイベント（工房でのイベントやユニラブ等の科学実験教室など）への協力依頼があった場合は、積極的に参加・協力すること。

## (4) 他大学学生の使用について

- ・他大学の学生がWASEDAものづくり工房を使用することは基本的には認めないが、大学生協の紹介する生命共済<sup>(\*1)</sup>および学生賠償責任保険<sup>(\*2)</sup>に加入することを条件に特別に認めることとする（ただし、工作機械など危険性の高い作業は認めない）。合わせて、提出するメンバーリストにも情報を登録すること。
- ・認められた他大学学生がものづくり工房を使用する際は、メンバーリストに記載の早大生の立ち合いが必要。

(\*1) 大学生協の紹介する生命共済：出身大学の大学生協にて加入する。掛け金は年間1万2千円～1万4千円程度。

(\*2) 大学生協の紹介する学生賠償責任保険：出身大学の大学生協にて加入する。掛け金は年間6千円程度。

## 3. 適正運営のための工夫

- ・使用許可エリアは年度毎にローテーションする（整理整頓が目的）。
- ・優秀な成績を修めた団体は工房でも紹介する。

以上